

「長期間入出金のない預金のお取扱いについて」 お取引停止のお知らせ

平素は三井住友銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。 近年、銀行口座を利用した特殊詐欺が多発しており、我が国を含む国際社会 は、協調してこれらの防止・撲滅に取り組んでおります。また、金融機関にお いても、関係省庁と連携し、不正資金の流れを断つための管理体制を強化して おります。

このような流れを受け、当行では、<u>2024年12月以降、下表の条件に該当する預金のお取引を停止</u>させていただきます。なお、この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金・口座引落し等ができなくなります。お客さまには、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【2024年12月以降】

主な取引停止条件

(右記の条件全て を満たすもの)

- ・3年以内に利息決算以外の入出金なし
- ・当行にてお取引の停止が妥当と認めた場合

※残高に係わらず対象となります。科目毎の 適用有無は各預金規定に従います。

変更前の適用条件は、2枚目に記載がございます。

なお、お取引が停止となった口座については、<u>所定のお手続を経た上で</u>お取引の再開または<u>払い戻しができます</u>。ご面倒をおかけしますが、<u>ご本人が確認できる資料のほか、預金通帳、お届けのご印鑑をご用意のうえ、当行本支店の窓口までご来店ください</u>。



また、預金通帳やお届けのご印鑑が見当たらない場合でも、ご本人が確認できる資料のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意いただき、ご本人の預金であることが確認できれば払い戻しができますので、窓口にてご相談ください。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供を図ってまいります ので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考:変更前】

• • • • • • •	
対象	普通預金・貯蓄預金
主な取引停止条件	・3年以内に利息決算以外の入出金なし
(右記の条件全て を満たすもの)	・残高1万円以下 ・当行にてお取引の停止が妥当と認めた場合

○普通預金規定(抜粋)および貯蓄預金規定(抜粋)

普通預金規定

11【解約等】

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

貯蓄預金規定

12【解約等】

(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

(2024年8月13日現在)